

# 令和6年度 水戸市長旗第14回東日本少年軟式野球大会（茨城）

## 宿泊申込要項

この度は「令和6年度 水戸市長旗第14回東日本少年軟式野球大会（茨城）」ご出場おめでとうございます。  
本大会開催にあたり、弊社 近畿日本ツーリスト水戸支店にて、皆様の宿泊施設の手配・斡旋をお手伝いさせていただくことになりました。よろしく願い申し上げます。つきましては申し込み方法を下記のとおりご案内させていただきます。また大会期間中のご宿泊については、弊社からお申込みくださいます様、お願い申し上げます。

### 1. 宿泊プランについて

宿泊については、近畿日本ツーリスト(株) 水戸支店が宿泊施設をご案内致します。

このプラン旅行契約は、グループの代表者を契約責任者とする「団体・グループ契約」とします。

- （1） 設定期間：令和6年8月9日（金）～8月11日（日）宿泊
- （2） 宿泊対象者：選手・監督・コーチ・バス運転手
- （3） 行程表

スケジュール	行程	
	1日目	宿泊ホテル(泊) ※各自チェックインください。
	2日目	宿泊ホテル(発) ※各自チェックアウトください。

上記は1泊あたりの日程表となります。ご希望に応じて3泊までお受けいたします。

【食事回数】 1泊2食付プラン：朝1回、夕1回                      1泊夕食付プラン：夕1回

※夕・朝食はお弁当形式となる場合がございます。

※東横イン水戸駅南口の朝食は無料で提供されます。

※1泊につき上記回数の食事が付きます。

（4） 旅行代金について      お一人様1泊あたりの旅行代金です。（税・サービス料込み）

泊数	旅行代金
1泊2日	宿泊施設一覧表を参照下さい。

※2泊以上をご希望の場合には、泊数に応じた旅行代金が必要となります。

（5） 宿泊施設について

- ① 具体的宿泊施設名は、以下の「宿泊施設一覧表」をご参照ください。（1泊から申込可能です。）
- ② 洋室の場合は、シングル・ツイン・トリプルのご用意となり、エキストラベッドを含めた対応となる場合があります。
- ③ 宿泊ご案内は、選手・監督・コーチ・バス運転手が優先とさせて頂くため、ご家族様などは他館となる場合があります。
- ④ 配宿については出来る限り県別・試合会場・日程等を配慮した上で行いますが、収容人数・申込の日時などの様々な要因によりこの限りではありません。 ※宿泊先の指定はできません。
- ⑤ 各宿泊施設の部屋の収容人数について、選手・引率者・乗務員は原則各部屋タイプ指定の人数となります。（和室、洋室の指定はできません）
- ⑥ 各宿泊施設共にチェックインは原則午後4時以降、チェックアウトは午前8時までとなります。（ホテルによって異なります。）尚、食事時間については各宿泊施設とチーム代表者様で打ち合わせていただきます。
- ⑦ 各ホテルから大会会場までの交通手段は各チーム様にてご手配願います。  
宿泊施設によっては駐車場が有料の場合があります。発生する駐車料金に関してはチーム様にてご負担願います。
- ⑧ 夕食がついていることを原則としますが、欠食する場合は、夕食1,000円引(税込)とし、申込時に選択ください。

申込後の変更はお取扱できません。(欠食は夕食のみ承ります)

- ⑨ 宿泊施設設備上の関係で、夕食が近隣の食事会場である場合や、夕・朝食が館内での2会場または2回転になる場合がございますので、予めご了承ください。
- ⑩ 相部屋はお受けできません。

(宿泊施設一覧表) \*下記以外のホテルをご案内させて頂く場合もございます。

地区	宿舎施設名	食事条件	部屋タイプ (全室バス・トイレ付)	宿泊代 (税・サービス料込み)
水戸市	ホテルニュー清香	1泊2食付	洋室(シングル・ツイン)、和室(定員利用)	@9,500
	ホテルいづみ屋	1泊2食付	洋室(シングル・ツイン)、和室(定員利用)	@9,500
	JAグループ茨城教育センター	1泊2食付	洋室(シングル・ツイン)、和室(定員利用)	@10,000
	ホテルシーラックパル水戸	1泊2食付	洋室(シングル)	@10,000
	東横イン水戸駅南口	1泊夕食付	洋室(シングル)	@11,000
	みまつホテル	1泊2食付	洋室(シングル・ツイン・トリプル)	@11,000
	ホテルルートイン水戸県庁前	1泊2食付	洋室(シングル・ツイン)	@13,000
	ホテルメッツ水戸	1泊2食付	洋室(シングル・ツイン)	@18,000
	ホテル・ザ・ウエストヒルズ・水戸	1泊2食付	洋室(シングル)	@18,000
	アパホテル水戸駅北	1泊2食付	洋室(シングル・ツイン)	@18,000
	三の丸ホテル	1泊2食付	洋室(シングル)	@22,000
アパホテル水戸駅前	1泊2食付	洋室(シングル・ツイン)	@22,000	
土浦市	ホテルマロウド筑波	1泊2食付	洋室(シングル・ツイン)	@12,000
ひたち なか市	ホテルサンシティ勝田	1泊2食付	洋室(シングル・ツイン)、和室(定員利用)	@11,000
	テラスイン勝田	1泊2食付	洋室(シングル)	@14,000
	アパホテル勝田駅前	1泊2食付	洋室(シングル・ツイン)	@14,000
	ホテルクリスタルパレス	1泊2食付	洋室(シングル・ツイン)	@15,500
笠間市	旅館いなみ	1泊2食付	洋室(シングル・ツイン)、和室(定員利用)	@9,000
	シティホテル友部	1泊2食付	洋室(シングル・ツイン)	@10,000

※東横イン水戸駅南口・・・朝食は無料で提供されます。

## (6) その他条件等

- ① 旅行代金に含まれるもの・・・宿泊料金(1泊につき夕朝食付または夕食付)、消費税等諸税、企画料金が含まれています。
- ② 旅行代金に含まれないもの・・・上記以外は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- (1) 個人的性格の費用：クリーニング代、電話代等 (2) 傷害・疾病に関する医療費
- (3) 任意の旅行傷害保険 (4) 大会会場・宿泊地までの交通費、駐車場代
- ③ 最少催行人員 1名
- ④ 添乗員は同行いたしません。

## 2. お申込み・ご入金・問い合わせについて

### (1) 申込方法・締切日

- ① 出場が決定次第、速やかに公益財団法人水戸市スポーツ振興協会ホームページから宿泊申込要項およびチーム宿泊申込書をダウンロードし、内容をご確認の上申込書を正確に記入し、近畿日本ツーリスト水戸支店にメールまたはFAXにてご提出ください。

提出先(メール)：[0120-mito@or.knt.co.jp](mailto:0120-mito@or.knt.co.jp) または (FAX)：029-231-7841

ホームページ URL：<https://maas.or.jp/pages/130/>

- ② 申込期限日（締切日）は、令和6年7月25日（木）17時です。  
③ 配宿には一定の時間をいただき、令和6年8月1日（木）を目途にご回答予定となっております。

（2）確認書発送ならびにご入金

- ① 申込責任者メールアドレスに、令和6年8月1日（木）を目途に、「宿泊施設決定通知書 兼 請求書」をメールにて送信予定です。  
② 「宿泊施設決定通知書 兼 請求書」を受信次第、下記の口座へ令和6年8月7日（水）15時までにお振込みください。なお振込手数料はお客様の負担にてお願い申し上げます。

【お振込先】常陽銀行 本店営業部 普通預金

口座番号：0068226

口座名：近畿日本ツーリスト株式会社 水戸支店

- ③ お申込みは、当社が契約の締結を承諾し、お客様よりご旅行代金を受領した時に成立するものとします。  
④ 領収書をご希望の方は、チーム宿泊申込書にて必要な情報をご記入ください。  
大会後、郵送にてお送り致します。  
⑤ 取消・人数変更などによるご返金は大会終了後とさせていただきます。

（3）問い合わせ

下記の問い合わせ先をご覧ください。

3. 変更・取消について

取消日の基準は営業時間内となります（営業時間を過ぎた場合は翌日受付扱いとなります）。

【宿泊の取消料】

取消日	20日前～8日前	7日前～2日前	旅行開始前日	旅行開始当日	旅行開始後または 無連絡不参加
取消料率	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%

※宿泊の取消料については1泊目から起算します。2泊目以降の取消に関しては旅行開始後の扱いとなり 取消料は宿泊代金の100%となります。

※当社またはサービス提供機関に対し、宿泊当日の午前10時までにご連絡がなく宿泊されなかった場合、無連絡不参加として扱わせていただきます。（この場合旅行代金の返金はありません。）

<旅行企画・実施・お申込み・お問合せ>

近畿日本ツーリスト株式会社 水戸支店

観光庁長官登録旅行業第 2053 号  一般社団法人日本旅行業協会正会員 旅行業公正取引協議会会員

ボンド保証会員 担当者：大塚／手配担当者：川上、平野、北島

〒310-0015 茨城県水戸市宮町 2-4-33 小林ビル 2 階

電話番号：029-225-1015 F A X 番号：029-231-7841

※営業日：平日 10:00～17:00（休業日：土日祝）

休業日と営業時間外の取消・変更のお申出には対応できませんので、翌営業日の受付となります。

総合旅行業務取扱管理者：大塚 直明

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約 に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

（旅行条件算出基準日 2024年6月1日）



旅行業公正取引  
協議会 会員

# ご旅行条件書（国内旅行）

## ■お申し込み

- 申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。当社が定める所定の期日までに参加申込金を所定の口座にお振込みください。
  - \*申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。
- 電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合、予約がなかったものとして取り扱います。（キャンセルの場合はご連絡をお願いいたします）

## ■ウエイティングの取扱いについての特約

お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨を説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。（以下「ウエイティング登録」といいます。）その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能通知の前にお客様から「ウエイティング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ちいただける期限までに結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額払戻します。なお、「ウエイティング登録」は予約の完了を保証するものではありません。

## ■申込条件

- 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠の中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）あらかじめ当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出てください。
- 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただきます。なお、お客さまからの申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。

- 18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。（但し一部のコースを除きます。）
- 本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。

## (5) 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

- 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けること（以下「通信契約」といいます）を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
  - 通信契約の申込みの際、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
  - 通信契約は、当社らが契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとなります。
  - 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。
- (6) 当社は、お客さまが次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。
- 他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。
  - お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会勢力であると認められるとき。
  - お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
  - お客さまが流説を流布し、偽計を用いる若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (7) その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

## ■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、①1人部屋追加代金、②延泊による宿泊代金などをいいます。

## ■確定日程表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

## ■旅行契約内容・代金の変更

- 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。
- 複数で申し込んだお客様の方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様が一人部屋追加代金を申し受けます。

## ■取消料のかかる場合（お客様による旅行契約の解除）

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあつては10日目）から8日目までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目から前々日までの取消	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日（旅行開始前）	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

①当社の責任とならないローン等の事由によるお取消の場合も表記取消料をいただきます。

②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

## ■取消料のかからない場合（お客様による旅行契約の解除）

下記の場合は取消料はいただきません。（一部例示）

- 旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1～9に定める事項をいいます。

## ②旅行代金が増額された場合。

③当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。

④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

## ■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります（一部例示）

- お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目（日帰り旅行は3日目）に当る日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- 旅行代金を期日までに支払いただけないとき

③申込条件の不適合

④病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき

⑤お客様が■お申し込み(9)①から④のいずれかに該当することが判明したとき

## ■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関係する賠償限度額は1人15万円（ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。）。また次のような場合は原則として責任を負いません、お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

## ■特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日について、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

## ■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であつて、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

## ■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

## ■お客様の交替

お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

## ■事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

## ■個人情報取扱いについて

※E.U.在住の方はお問い合わせください。

イ、当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただきます。また、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

また、旅行先でのお客さまのお買物等の便宜のため、お客さまのお名前および搭乗される航空便等に係る個人情報や、電子的方法等で免税店等の事業者へ提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意いただくものとします。

ロ、当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客様の旅行中の選送の方の個人情報を伺っています。この個人情報類は、お客様に傷病があった場合で選送の方へ連絡が必要であると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、選送の方の個人情報を当社に提供することについて選送の方の同意を得るものとします。

ハ、当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販促促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。

住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス

二、上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

## ■募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ <http://www.knt.co.jp> からご覧いただけます。

当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。